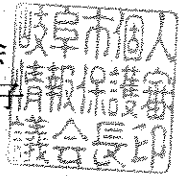


答 申 第 2 3 4 号
平成30年10月10日

岐阜市長 柴橋 正直 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 池 田 紀 子



保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）第10条第3項の規定に基づき、平成30年10月2日付け岐阜市民市第242号で諮問のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用について

(1) 事案の概要

岐阜市では、多文化共生推進に係る各種事業を展開するため、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とする「岐阜市多文化共生推進基本計画」を策定したが、当該計画期間の満了に伴い、次期の「岐阜市多文化共生推進基本計画」（以下「次期計画」という。）を新たに策定する。

次期計画の基礎資料とするため、外国人市民の意識調査（アンケート）を実施する予定である。

については、調査対象者の抽出及びタックシールの作成に当たり、市民生活部市民課が保有する住民基本台帳の情報を利用目的以外の目的のために利用する。

(2) 利用目的以外の目的のために利用する保有個人情報 調査対象者の氏名、住所、郵便番号及び国籍

2 意見

適当なものと認める。